

株式会社C I 東海
住宅性能証明業務約款

平成24年 6月 1日制定
平成26年 4月 1日改定
令和 1年 12月 1日改定

証明申請者（以下「甲」という。）及び株式会社C I 東海（以下「乙」という。）は、この約款及び株式会社C I 東海住宅性能証明書発行業務要領（以下「要領」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、要領第17条に規定する証明手数料を、この契約が締結された日までに支払わなければならない。ただし、乙と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の住宅性能証明の業務に必要な範囲内において、その対象住宅の計画及び施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、乙の住宅性能証明の業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした評価方法基準に適合させるための指摘に対し、速やかに補正又は追加説明書の提出、その他必要な措置をとらなければならない。
- 4 甲は、乙が検査の業務を行う際に、対象住宅及びその敷地に立ち入り、必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって、住宅性能証明の業務を、次条に規定する業務期日までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 住宅性能証明の業務期日は、竣工予定日より7日（既存住宅の取得の場合は受付日より14日。）後とする。ただし、要領第6条第1項(1)なお書きの家屋番号未定の場合、同(2)の書類の不備及び未提出の場合並びに同第9条第5項又は同第15条第5項による措置を行う場合は、期日までに交付できないことがある。

(甲の解除権)

第4条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる

- (1) 乙が、正当な理由なく、住宅性能証明の業務を前条に規定する業務期日までに終了せず、又はその見込がない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって住宅性能証明申請取下げ届を提出することができる。この場合には、この契約を解除したものとする。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、その証明手数料がすでに支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。又、その契約解除によって乙が生じた損害について、甲は、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、証明手数料がすでに支払われているときは、この証明手数料の2分の1以内を申請者に返還することができる。又、当該手数料が支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第5条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条第1項の手数料を支払わない場合
- (2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により、引受承諾書に記載の業務期日までに住宅性能証明書を交付することができない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、同項(2)及び(3)の証明手数料をすでに受領しているときは、これを甲に返還せず、又、当該手数料が支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。なお、その契約解除によって甲が生じた損害について、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項の規定によるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求できる。

(損害賠償)

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ契約解除に伴い損害を受けているときは、その発生した損害に係る賠償を相手方に請求することができる。なお、この場合の損害賠償請求額は、申請手数料の 10 倍を限度とする。

(乙の免責)

第 7 条 乙は、住宅性能証明の業務を実施することにより、甲の依頼に係る対象住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものでないこと。

2 乙は、住宅性能証明の業務を実施することにより、甲の依頼に係る対象住宅に瑕疵がないことを保証するものでないこと。

3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な住宅性能証明の業務を行うことができなかつた場合は、住宅性能証明の業務の結果に責任を負うものでないこと。

(秘密保持)

第 8 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) すでに公知の情報である場合
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- (3) 国土交通大臣等から求められた場合

(別途協議)

第 9 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ、定めるものとする。